平成２１年（フ）第８７１号
鹿児島県日置市伊集院町郡1769番地１
債務者　稲森枝美子
１　決定年月日時　平成21年12月22日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第４３０号
沖縄県那覇市寄宮１丁目４番10号
債務者　玉城　政和
１　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第４５１号
沖縄県那覇市字与儀211番地１　銘苅アパートＩ202
債務者　山田　勝子
１　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第４６６号
沖縄県中頭郡西原町字小那覇223番地　コーポあらかき201号
債務者　伊波　忍美
１　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第４６７号
沖縄県那覇市長田２丁目12番15号　Ａ城間荘202
債務者　宮城　松太
１　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第４７７号
沖縄県那覇市松川２丁目９番10号　島乃アパートＢ－３
債務者　城間　豊子（旧姓山川）
１　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第４９９号
沖縄県那覇市おもろまち２丁目５番37号　パルマＩ　５－Ｂ
債務者　國吉　正也
１　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第６５５号
埼玉県川越市石原町２丁目49番地10　フジハイツ２－204号室
債務者　大類　康史
１　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第７０３号
埼玉県所沢市大字荒幡705番地の２　レッドダイヤモンズＡ－201
債務者　伊藤　敦子
１　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第７５６号
埼玉県川越市稲荷町16番地８　長野ハイツ102号室
債務者　牧野　文昭
１　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第７６０号
埼玉県所沢市西所沢１丁目15番28－404号　エクレール西所沢
債務者　岩城　隆幸
１　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第７７３号
埼玉県富士見市関沢３丁目28番31号　第２さつき荘101
債務者　岡崎　　実
１　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第７７７号
埼玉県所沢市美原町３丁目2960番地の37　マック新所沢コート213
債務者　原田　達男
１　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第７７８号
埼玉県所沢市美原町３丁目2960番地の37　マック新所沢コート213
債務者　原田　文子
１　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第５８６号
静岡県沼津市今沢527番地の13　市営今沢団地Ａ11－109岩田方、前住所静岡県富士市東柏原新田145番地の１
債務者　杉崎　俊司
１　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第３９８号
兵庫県川西市火打１丁目18番５号
債務者　田中淑子こと　李　　淑姫
１　決定年月日時　平成21年12月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第４６８号
兵庫県宝塚市高司１丁目４番31－307号
債務者　木戸　　毅
１　決定年月日時　平成21年12月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
神戸地方裁判所伊丹支部